

2019 国連「世界水の日」宣言

—水の公共性を基盤に、地域に適応し自立する水道・下水道の確立のために—

水は公共のもの～安全な水へのアクセスは人権

国連は、「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標6に「2030年までにすべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保」を謳い取り組みを進めています。2017年の第3回アジア・太平洋水サミットにおいては、目標年を5年前倒すことが決定され、2020年の第4回は熊本での開催が予定されています。

2000年以降、世界各国で835事例におよぶ公共サービスの再公営化が実施されており、水道事業では267の再公営化・脱民営化の事例が確認されています。

言うまでもなく「水は公共のもの～安全な水へのアクセスは人権」です。新自由主義的改革の見直しが進行している現実注目し、世界の人々とともに水政策に関わる課題への取り組みが必要です。

健全な水循環と持続可能な水管理の実現へ

「健全な水循環の維持・回復」と「水は国民共有の貴重な財産」を基本理念とする水循環基本法の施行から5年、水循環基本計画策定から4年が経過しました。

水循環政策本部を中心に、モデル事業の認定や流域水循環計画が、社会資本整備に関わる事業と位置付けられるなど、着実に取り組みが進んでいます。しかし、地下水関連法の制定や洪水などの自然災害をはじめ、流域生活圏にかかる取り組みの具体化は未だ道半ばです。

2020年には水循環基本計画の改定も予定されており、この一年間の取り組みが非常に重要です。議員立法として制定された基本計画の趣旨を踏まえ、水制度改革議連(水循環基本法フォローアップ委員会)や水政策に関わる学識者、市民社会とも連携し、国民世論を再び喚起し、健全な水循環の維持・回復と持続可能な水管理を実現していかなければなりません。

いのちの水は公共サービスで

第197回臨時国会において、水道法が改正されましたが、その過程で活発な議論が展開され、国民の関心もかつてなく高まっています。

日本の水道・下水道事業は事業法の制定から60年が経過する中で、施設の拡張・整備から老朽化対策と設備更新、中小規模事業の持続確保、人材確保と技術の継承、耐震化や洪水・浸水対策はじめ頻発する自然災害と人口減少社会への対応など、多くの困難な課題に直面しています。国と地方の協働した取り組みが問われており、水道・下水道事業の基盤強化は喫緊の課題です。

日本の水道・下水道事業は、安全な水供給と水環境の保全を公的に管理し、地域の自治を支え、公営企業としての経営の安定性等から国際的な評価も得てきました。

すべての人が、生きていくために必要な水を、将来にわたって安心して安定的に使用し続けられるよう、その恵沢を途切れさせてはいけません。

私たちPSI-JCは、蛇口から飲用可能な「日本の水文化」を次世代へと受け継いでいくため、取り組みを強化していくことをここに宣言します。

2019年3月22日

国際公務労連加盟組合日本協議会(PSI-JC)
全日本自治団体労働組合(自治労)
全日本水道労働組合(全水道)

